1. 議事日程(令和5年第3回北広島町議会臨時会)

令和5年7月21日 午前10時開会 於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第59号 工事請負契約の締結について

(北広島町学校給食センター新築工事)

日程第4 議案第60号 令和5年度北広島町一般会計補正予算(第4号)

2. 出席議員は次のとおりである。

 1番 亀 岡 純 一
 2番 伊 藤 立 真
 3番 敷 本 弘 美

 4番 中 村 忍
 5番 佐々木 正 之
 7番 美 濃 孝 二

 8番 梅 尾 泰 文
 9番 伊 藤 淳 10番 服 部 泰 征

 1番 宮 本 裕 之
 12番 湊 俊 文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司 副町長畑田正法 教育長池田庄策 豊平支所長 熊 谷 忠 芸北支所長 村 竹 明 治 大朝支所長 沼 田 真 路 明 総務課長川手秀則財政政策課長国吉孝治 まちづくり推進課長 矢 部 彦 芳 商工観光課長 中川 克也 建設課長 竹 下 秀 樹 消 防 長 笠 道 宏 和 学校教育課長 植 田 伸 二 生涯学習課長 小 椿 治 之

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江 議会事務局 田 邉 五 月

~~~~~~

## 午 前 10時 00分 開 会

~~~~~~

○議長(湊俊文) おはようございます。本議会における服装は、省エネ、節電対策の取組の一環としてクールビズとすることにしております。暑い方は、上着を脱いでいただいても結構です。また、議場内においてマスクの着用は自由としております。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。採決では、全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回北広島町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(湊俊文) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、 会議規則第127条の規定により、3番、敷本議員、4番、中村議員を指名いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第2 会期の決定について

- ○議長(湊俊文) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日21日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
- ○議長(湊俊文) ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第3 議案第59号 工事請負契約の締結について

- ○議長(湊俊文) 日程第3、議案第59号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案 について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- ○町長(箕野博司) 議案集の1ページをお願いします。議案第59号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、北広島町学校給食センター新築工事について請負契約を締結するに

当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

- ○議長(湊俊文) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 議案第59号、工事請負契約の締結について、学校教育課からご説明いたします。議案集の1ページをお願いします。1、工事名、北広島町学校給食センター新築工事。2、工事場所、北広島町古保利。3、工期、議会の議決があった日の翌日から令和6年6月28日まで。4、請負金額9億717万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額8247万円。5、請負者、錦建築・ジール特定建設工事共同企業体。代表者、広島市中区国泰寺町二丁目5番4号、錦建設株式会社代表取締役社長迫谷浩司。提案理由でございますが、令和5年6月23日に一般競争入札の告示、7月12日に開札を行い、1特定共同企業体の応札がありました。7月18日に仮契約を締結しております。工事内容は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事一式です。工事の執行に当たりましては、生徒の安全確保を第一とし、来年度の2学期からの供用開始に向け、円滑な工事実施に努めてまいりたいと考えております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○議長(湊俊文) 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、服部議員。
- ○10番(服部泰征) 10番、服部です。内容については理解したんですが、そもそも本体工事と言ってたのを建築工事の分離にしたと言うのは、これは分離したのは、なぜ分離したのか、 その理由についてお伺いしたいです。
- ○議長(湊俊文) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 議員ご指摘のとおり、当初は、建築工事と厨房機器設置を一括発注で計画しておりましたが、想定以上の資材費の高騰や雨水排水対策の義務化などの影響により、建築工事の設計金額が予算額を上回ってしまいました。速やかな事業執行のため建築工事を先行して発注、入札手続を進め、仮契約をさせていただいているところでございます。以上です。
- ○議長(湊俊文) 服部議員。
- ○10番(服部泰征) ということは、一緒にすると工期的に遅れるから、分けて建築を先にします。機器を後にするというほうが工事がスムーズだし、金額も抑えられるというふうに認識していいですか。
- ○議長(湊俊文) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) まず、一括発注する予算が不足したことによりまして分離をさせていただきました。このたび建築部分だけ先にさせていただいて、そこで金額が固まります。不足分については、このたび実は補正の予算もお願いしているところなんですけれども、金額がしっかり分かるという部分と建築工事を先行することによって、工期の遅れが防げるという部分でお願いをさせていただいております。
- ○議長(湊俊文) ほかに質疑はありませんか。8番、梅尾議員。
- ○8番(梅尾泰文) 8番、梅尾であります。この新築工事でありますが、当然工期が明記してあります。多分、今日これが可決すれば、明日から来年の6月の28日までという工期でありますが、これまでもいろいろな建物を建てる時に、いろいろな事情によって、掘ってみにゃ水の関係、流れがどうなっているかというのは分からんよというふうな特別なこともあったりしたということもありますけども、この6月28日までに出来上がるだろうということは想定をし

ておりますけれども、それが遅滞するという状況になった時に、契約でうたっている場合、遅れたら遅延金をもらわにゃいけませんよというふうなことは当然契約書の中にあるわけだろうと思いますが、そこのところはいかがですか。

- ○議長(湊俊文) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 工事の執行に当たりましては、毎月つぶさに進行の管理であったり、 物品の導入具合であったり、そういったところは設計業者とも含めて建築業者、また我々もしっかりと対応させていただきたいと思っておりまして、現状、遅延するということは想定せず にしっかりやってまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(湊俊文) 梅尾議員。
- ○8番(梅尾泰文) 私もそう願いたいわけでありますけども、11か月あるから、途中で、それこそ雪が降っても、そのことも想定しておるということは考えられますし、それからまた、上の町道から下に降りてくるという工事、作業道もあるわけですが、それも高低差がかなりあるんで、そこら辺も含めて雪にどのような影響があるかなということがありますし、工事が延期した場合に想定をしておらんというようなことの契約書というのは本来あってはならんのだろうというふうに思いますが、そこのところ、もう一回確認してみたいと思います。
- ○議長(湊俊文) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 契約の内容には、そういったところはお互いしっかり、こういった 取決めでやるということは明記をさせていただきたいと思っております。進入路、駐車場の造 成工事も実はこのたび入札をさせていただいて、速やかに執行し、遅延することのないように 取り組んでまいりたいと思います。
- ○議長(湊俊文) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第59号、工事請負契約の締結についてを採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第59号、工事請負契約の締結については、 原案のとおり可決されました。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

日程第4 議案第60号 令和5年度北広島町一般会計補正予算(第4号)

- ○議長(湊俊文) 日程第4、議案第60号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第4号を議題 とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- ○町長(箕野博司) それでは、令和5年度補正予算の概要につきまして説明します。別冊の令和5年度補正予算書をご覧ください。議案第60号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第4号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3900万円を追加し、予算の総額を160億9300万円とするものです。今回の予算補正は、電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する重点支援事業のほか、本年度実施事業における建設用資材高騰への対応など、新たに緊急性かつ必要性の認められる事業を実施するための補正を行っております。詳細につきましては、担当から説明します。

- ○議長(湊俊文) 財政政策課長。
- 議案第60号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第4号につい ○財政政策課長(国吉孝治) て、財政政策課からご説明申し上げます。事前に配付しております資料、令和5年度7月補正 予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回の補正予算におきましては、電力・ガス・食料 品等の価格高騰に対する重点支援事業のほか、本年度実施事業における建設用資材高騰への対 応など、新たに緊急性かつ必要性が認められる事業を実施するため、一般会計においては1億 3900万円の増額補正を行い、補正後の予算額は160億9300万円となります。下段に は、一般会計・特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。裏面をご覧くださ い。7月補正予算における主要な施策を第2次北広島町長期総合計画(改訂版)の施策分野に 沿って掲載しております。また、右端の予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど ご一緒にご覧いただければと思います。施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、 町有住宅管理事業における屋上防水改修工事請負費の増への対応のため687万円の追加を、 学校給食事業における学校給食センター施設整備工事請負費から備品購入費への予算組替えな どによります9943万円の減額を、学校給食センター厨房機器整備費、こちらは、工事請負 費からの組替え及び資材高騰による増額などによりまして、1億4924万5000円の追加 を、施策分野IV、生活基盤の強化・強靱化では、道路新設改良事業における町道河本中出線改 良工事請負費の増により1100万円の追加を、消防一般管理事業における資材高騰等による 消防本部本署庁舎整備工事請負費5655万6000円の追加を予算計上しております。なお、 町有住宅管理事業、学校給食事業、消防費一般管理事業につきましては、事業目的、事業概要 などを説明した資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。また、今 回の補正予算では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び広島県の電 力・ガス・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金を活用し、指定管理施設11施設を対 象とした新たな支援としてエネルギー価格高騰対策支援金1379万8000円の予算計上を 行っております。次に補正予算書、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入1ページ、2ページ をご覧ください。今回の補正予算における財源としまして、15款国庫支出金、2項国庫補助 金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金926万2000円、社会資本整備総 合交付金299万2000円、16款県支出金、2項県補助金、電力・ガス・物価高騰等中小 企業支援緊急対策事業補助金453万6000円、19款繰入金、2項基金繰入金、財政調整 基金繰入金383万2000円、町有千代田住宅管理運営基金繰入金387万8000円、2 2款町債、1項町債、合併特例事業債、道路橋りょう債1040万円、消防債5430万円、 1枚ページをめくっていただいて、3ページ、4ページをご覧ください。過疎対策事業債49 80万円を計上しております。次に、補正予算書の第2表をご覧ください。繰越明許費補正で ございます。本年度当初予算において議決をいただいておりました10款教育費、1項教育総 務費、学校給食事業について金額を変更するものでございます。次に、第3表をご覧ください。 債務負担行為でございます。消防本部・本署庁舎整備工事請負費の増額及び公共施設のLED 化、エスコ事業に係る追加23件を計上しております。次に、第4表をご覧ください。地方債 補正を目的別に計上しております。一般単独事業及び過疎対策事業債の追加により、補正後の 借入限度額を総額で23億7719万2000円とするもので、補正前より1億1450万円 の増額となります。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろし くお願いいたします。

- ○議長(湊俊文) 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、亀岡議員。
- ○1番(亀岡純一) 1番、亀岡です。ただいまの財政政策課長の説明の中でエスコ事業という話が出てきましたけども、このエスコ事業について説明をしていただくことができますか。
- ○議長(湊俊文) 総務課長。
- ○総務課長(川手秀則) エスコ事業について総務課のほうから説明をさせていただきます。今回 提案させていただきました23施設でございますけども、照明のLED化を実施したいと思います。エスコ事業と言いますのは、民間事業者の資金やノウハウを活用しまして、照明や空調などの設備を省エネ設備に改修して、その事業期間中に削減できた光熱水費で工事費や維持管理費などの経費を賄う事業でございます。改修時における改修費用等は、エスコ事業者が調達しますので、初期投資が不要で、費用の平準化が図れると言うことで、新たな財源を必要といたしません。施工や維持管理などエスコ事業者が一括して請け負いまして、リース期間後は、設備は無償譲渡となり、その後は、電気料金の削減効果が得られるという事業でございます。以上でございます。
- ○議長(湊俊文) 亀岡議員。
- ○1番(亀岡純一) 今のエスコ事業でありますけども、その契約内容というものを事前にお聞き してあるんですけども、これはLED化をする前の使用電力料金と、それから各施設のLED 化後の使用電力料金の差額のほとんど、約95%分と言うことでありましたが、それをエスコ 料と言うことで支払うと言うふうにお聞きしておりますが、このLED化する前の使用電力料 金とは何を指して言うのか、お伺いします。
- ○議長(湊俊文) 総務課長。
- ○総務課長(川手秀則) 使用電力料金でございますけども、施設によりまして、電力料金の契約 形態というものは異なってきます。従量電灯、小規模な事務所でありましたりということは、 従量電灯Bという契約が多いんですけども、この建物のように大規模な施設でありますと、業務用の低圧電力というような契約形態となっております。それぞれ基本料金と電力使用料金が かかってくるわけでございますけども、今回のエスコ事業におけます電力使用料金の計算には 通常燃料費調整額というものが加算されたり減算されたりするわけでございますけども、それ については、輸入価格とか円安の影響も受けるということで、変動性が大きいということがございますので、それは今回の計算には用いておりません。したがいまして、直近の1年間の電力使用料金を計算して、それからLEDにした後のワット数を計算しまして、それを計算して エスコ料金を算定をしております。以上でございます。
- ○議長(湊俊文) 他に。8番、梅尾議員。
- ○8番(梅尾泰文) 8番、梅尾泰文であります。今、回答いただいたエスコ事業のことであります。3表の債務負担行為の中に町が所有している施設等の一覧表が載っております。その一覧表は24施設ほど載っていますけれども、私はまだ、この全体的なゼロカーボンのことの趣旨については理解しますけれども、中身について十分に周知と言いますか、私が理解をしているということにもなかなかならんわけでありまして、また、今の24の施設以上にその施設数も見直しをしたら増えてくる可能性もあるだろうというふうに考えられます。そこのところは、これからの進め方、考え方というのはどういうふうなことになりましょうか、私が言うたことで合っておりますか、まずお聞きしてみたいと思います。

- ○議長(湊俊文) 総務課長。
- 施設数でございますけども、議員のご指摘にはちょっと誤りがございま ○総務課長(川手秀則) して、北広島町役場本庁ほか22施設で、計23施設が載ってございます。一番上は消防本部 本庁舎整備の追加分ですので、エスコ事業ではございません。この計23施設を本臨時会で提 案させていただきましたけども、小学校、中学校、エスコ事業導入するわけでございますけど も、子どもたちの安全に配慮する上で夏休みでないと工事ができないということがございます ので、今日から夏休みに入りましたけども、早速工事のほうに取りかかりたいということで、 そのためには、事業者とも契約が必要ということで、急ぎ今臨時会に提案をさせていただいた ものでございます。その他の施設については調査が済んで、試算が済んだということで今回提 案させていただいたんですけども、議員ご指摘のように、公共施設は、北広島町数多くござい まして、エスコ事業に乗っかってやる施設も今後、9月あるいは12月議会で提案させていた だくこともあろうかと思いますけども、いずれにしても、蛍光灯、それからハロゲン灯、水銀 灯などなど、そういった電力消費の多い灯具は、もう製造中止であったり、輸入中止であった りということで、もうすべからく今後はLED灯になっていくものと思っておりますので、エ スコ事業によらないでもLED化は当然図っていかないといけないというふうに思っておりま すので、エスコ事業一本ありきということではないわけですけども、当然、脱炭素化を図って いく上では、LEDはもう避けては通れないというふうに考えております。
- ○議長(湊俊文) 梅尾議員。
- ○8番(梅尾泰文) 分かりました。LED化へ進めていくという方向的には、私は言ってみれば、公共施設であろうと、私の自宅であろうと、どっちかいうと、いろいろと照度、明るさのこととか電気代のことを考えたら、その方向に進んでいくんだろうなというふうに思いますので、町の関係ではないかもしれませんけれども、道路を走っておるとトンネルがいくつか出てまいりまして、トンネルの中が暗い、芸北のトンネルも細いし、長いし、暗いしというのもありますし、千代田トンネルも暗いんでありますが、その管理は町がしているのではないんだろうと思いますけども、電気料は町が払いよるんだろうというふうに思いますが、そういうトンネル等のこれからの状況というのは、トンネル内の照度、明るさが増していくような方向になりましょうか。今のエスコとはたちまち関係ないかもしれませんが、そこのところの回答があればお願いします。
- ○議長(湊俊文) 総務課長。
- ○総務課長(川手秀則) トンネル内の照明も先ほど申し上げましたように、ナトリウム光とかハロゲン灯とかがあるんだろうと思いますけども、いずれにしても、そういうのがもう製造中止になってきておりますので、在庫があるうちは交換もできるかも分かりませんけども、いずれ LED化は必然となってくると考えております。以上です。
- ○議長(湊俊文) 9番、伊藤議員。
- ○9番(伊藤淳) 9番、伊藤淳です。まず1点先に確認させてもらいたいです。令和6年度から 10年間債務負担行為の承認を求めるものということで今回ありますが、事業自体はいつから 入られるかの確認、その辺の経緯をちょっと確認した上で、債務負担行為の部分お聞きしたい と思います。
- ○議長(湊俊文) 総務課長。
- ○総務課長(川手秀則) このエスコ事業は、昨年度から募集をいたしました民間提案制度にのっ

とって事業を進めております。その民間提案のエスコ事業者から提案があったものでございますけども、工事は令和5年度中、事業の事業年度の前の年、令和6年度から事業なんですけども、前の年度の本年度令和5年度に工事を全て完了しまして、エスコ料が発生するのは、初年度の令和6年度からですよということで事業提案を受けております。ですので、令和5年度に蛍光灯なりハロゲン灯からLED灯に替えて電気料が下がるんですけども、その分は、こちらにメリットが生じるということでございます。先ほども言いましたように、小学校、中学校は早速、もう直ちに準備を整えて事業着手したいと思っております。

## ○議長(湊俊文) 伊藤議員。

- ○9番(伊藤淳) はい、理解いたしました。その上で債務負担行為に当たりますので、いくつか LEDの問題点等含めてお聞きしたいと思います。まず、LEDの問題点として、10年後に は70%の光量になるというのがデメリットとしてよく言われるんですが、その点について。 同僚議員からもありますが、ほかにも追加提案していくということでありますが、SDGsの 観点から、なぜ全てやらないのか。SDGsの観点からというので回答いただきたい。併せて 今回、今後追加提案するということでしたけども、LED以外の町の管理のうち、今回交換するのはどれぐらいの割合なのか。併せて最後、今回10年間の債務負担行為ということになりますと、この会社が倒産した場合どうなるのかをお聞きいたします。
- ○議長(湊俊文) 総務課長。
- ○総務課長(川手秀則) LEDの灯具の特徴としまして、ある日突然切れるということはないそ うですので、議員ご指摘のように、だんだんに照度が落ちてくるんだろうというふうに思って おります。10年間のうちはエスコ事業者が維持管理も灯具の交換等も、故障の対応等も含め てこちらが費用を負担することはございませんので、メンテナンスフリーということでござい ます。LEDの性能自体も徐々に上昇していると思いますので、10年で寿命が来るかどうか というのは、ちょっと予測はできませんけども、10年間のうちは、リース期間が満了するま ではエスコ事業者がメンテナンスしてくれますので、そこを大いに期待しているところでござ います。SDGsの観点から、全ての公共施設をなぜやらないのかということでございますけ ども、ご存じのように数多くの施設がございまして、その施設は3割削減ということで、今、 公共施設等総合管理計画の中でも計画をしておりますので、譲渡でありましたり、統合であり ましたり、廃止でありましたりというようなところについては、10年先が見通せないという ことで、エスコ事業には乗っけていかないということで考えております。全ての施設をやれば いいんですけども、何せ施設数が多ございますので、単年度でできる工期的なこともございま すので、そこら辺は精査をしていかなければなりませんし、点灯時間の短い施設、そういった 所は余り電力使用料金の差が出ないということで、メリットが少ないと。双方にとってメリッ トがないということですので、そちらについては検討はしたけども、除外したというような経 緯もございます。施設数につきましては、今後、9月議会あるいは12月議会で提案させてい ただきますので、そちらの結果を踏まえての割合になってこようかと思いますので、今回では ちょっと説明できる資料がございません。エスコ事業者さんが倒産するということは想定をし ておりませんので、倒産した場合は、まずは公的な所と関係機関と連携をして善処したいとい うふうに考えております。
- ○議長(湊俊文) 伊藤議員。
- ○9番(伊藤淳) 難しいところをお聞きしているのは分かってはいますけども、メンテナンスフ

リーと言えど、やっぱり10年後には照度が落ちてくるので、その点は10年後の計画としてはもう既に持って、今回の交換をしていくべきではないのかなというのが思われますので、その点、公共施設の管理計画として、たしか入ってはなかったと思いますけども、その点ちょっと考えをお聞きしたいとは思います。併せて、先ほど全対象の照明のうち、電気料が少ないからということでしたが、ゼロカーボンフリーということでいきますと、電気料の計算ではなく、どこにエネルギーを使っているかという視点での必要性が、うちの町は宣言してますので、そこの点もう少し考えていただきたい。答えをいただきたい。併せてこれは町の管理はLEDで良いですと。譲渡したら関係ないですと言うようなことにも取られかねないんですけど、町として、ゼロカーボンということを考えた場合、譲渡したら、うちの管轄外ではないですというのは、ちょっと乱暴な言い方にはなるのかなと。住民の施設、譲渡先が住民の施設であった場合は、町としてもゼロカーボンフリーを推進していく考えというのは必要なのではないかなと思われます。倒産した場合というのは、やはりその照明は、今回の事業者さんのものになるはずなので、極論言えば使えなくなる可能性も出てくるのもありますので、その点をもうひとつ深く答えいただければなと思います。

- ○議長(湊俊文) 総務課長。
- ○総務課長(川手秀則) 施設の電気料金だけじゃなしに、LED化をしたことによる電気の使用料ということでございます。確かに蛍光灯に比べてLEDにすれば3割から4割は削減できるというふうになっております。ですので、そこら辺もエスコ事業によらないでもできる方策があるのではないかということもございますので、まだまだ研究が必要かというふうに思っております。民間に譲渡する施設は検討していないということで公共施設、長期にわたって使い続ける公共施設はやって、民間譲渡する分はお構いなしかと言うようなことでございますけども、一番良いのはLED化にした後に譲渡できれば一番良いとは思っておりますけども、そこら辺はタイミングもございますし、指定管理者との協議もございますし、このエスコ事業に乗る乗らないというようなこともございますので、もう少し研究をさせていただければというふうに思います。倒産の話をされますけども、倒産しないような、しっかりとした事業者さんだということで見込んで契約をさせていただきますので、その最悪の事態は余り深くは考えていないわけですけども、そういったことも契約書上ではちゃんとうたっていきたいというふうに考えております。
- ○議長(湊俊文) ほかに質疑はありませんか。10番、服部議員。
- ○10番(服部泰征) 10番、服部です。電気料金、ガス料金、全部でまちづくりセンター含めて2300万円の今回補正ですが、これは今の実績が、今6月ですけど、始まってからの実績で、これだけかかっているのか、今後の、例えば何月ぐらいまで見越しているのか、まだまだ上がる可能性もあって、この金額なのか、そのあたりのこの金額についてのどういうふうに考えられているのかをお伺いします。
- ○議長(湊俊文) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(国吉孝治) こちらの事業は、今回電力・ガス・食料品等の価格高騰受けまして、 国の交付金2件の補助金を活用して、町が行っていく支援でございます。実際のところ、金額 の算出方法としましては、昨年度と去年の金額を比較して、その比較した部分の2分の1の金 額を支援するというような形で整理をさせていただいております。
- ○議長(湊俊文) 服部議員。

- ○10番(服部泰征) 2分の1ということは、今もかかっている全額の2分の1を支援して、今後、だから追加が考えられるということですか。去年と今年の比較で上がってます。2分の1のところは誰がどう持つのかと、あとは、また今後、9月とかそういったとこでまた補正が上がってくるとか、そういった考えあるのか、お伺いしたいです。
- ○議長(湊俊文) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(国吉孝治) 今回、このエネルギー価格高騰に対する支援、本町の支援なんです が、国県の交付金を活用する事業とは言え、指定管理施設に対して支援を行っていくというも のでございまして、要望でありますとか、実際の実績を見させていただいて、金額的にかなり 高騰されて、その分負担が増えているという実態を見受けさせていただいたという状況を鑑み まして、1月の補正予算の時にも一回やらせていただいたんですが、その時には上限額を一応 設けたというような形でさせていただいております。これでは、大きな事業を展開されている ところにつきましては、ちょっと影響額が余りにも大きいだろうというところで、そこの辺を 見直していただいて、制度化をさせていただいております。今回の部分につきましては、あく まで昨年から去年と比較して影響部分が大きいであろうという、想定される部分に対して、新 型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という交付金を活用しての支援という、いわ ゆる臨時的な支援と言いますか、そういった形で実施させていただこうというものでございま す。今後、電気料金の高騰とか、そういったものについてはしっかり我々のほうとしても注視 していく必要があると思っております。その中で、また影響等が出てくるという部分があれば、 指定管理施設、町有施設でございます。自主事業されているところもありますけれども、町有 施設である。そういうところも鑑みまして対策等は練っていきたいというふうには考えており ます。以上でございます。
- ○議長(湊俊文) 服部議員。
- ○10番(服部泰征) こういった電気料金に関しても上がってくる可能性があると認識しております。あともう1点、先ほどのエスコで1個だけ確認で、結局、だからこれはメリットとしては初期投資がなくて電気代を削減します。その間は事業者が保証とかでも対応します、自分とこは下がった電気料金で、電気代になるから、町としてメリットがあるということでされると考えて良いんですか。
- ○議長(湊俊文) 総務課長。
- ○総務課長(川手秀則) この事業については議員がご指摘のとおりでございます。
- ○議長(湊俊文) ほかに質疑はありませんか。2番、伊藤議員。
- ○2番(伊藤立真) 2番、伊藤立真です。エスコについて1つ確認をしたいと思います。先ほど来、同僚議員のほうからの質問に対して、総務課長のほうから、小学校、中学校の設備の改修、工事取りかかりが夏休み中にしたいというふうな答弁もありましたが、ここの学校のリストの中に豊平中学校の名前が上がってないということが一つ気になりますので、なぜなのか、ご答弁をお願いします。
- ○議長(湊俊文) 総務課長。
- ○総務課長(川手秀則) 豊平中学校は、義務教育学校として豊平小と中と9年制の学校になっているということがあります。改修も必要だということもございますし、豊平中学校自体がもう老朽化が著しいということで、LED化をしても、大規模な改修が必要になってくるのではないかということが、改修に耐えれるかというところもそもそもあります。言うことで、今回の

エスコ事業、10年間のエスコ料を払う事業でございますけども、それには乗らないほうが妥当だろうということで除外をしております。

- ○議長(湊俊文) 伊藤議員。
- ○2番(伊藤立真) 先ほどの答弁の確認なんですけども、要は豊平中学校が挙がっていないと言 うのは、この事業の契約期間が10年間と言うことで、その対応に耐えられないことが一つの 要因であると言うふうな理由の解釈でよろしいですね。
- ○議長(湊俊文) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 豊平中学校、今、総務課長申したように、大変古い施設で、町内でも一番古い学校でありまして、来年4月の義務教育学校を目指す中で、今後10年間改修に耐えれるかどうか、10年間は持たないであろうという見込みの基にこのたび除外をしております。
- ○議長(湊俊文) 他に質疑はありませんか。11番、宮本議員。
- ○11番(宮本裕之) 11番、宮本です。長寿命化計画に基づいた町有千代田住宅、1号棟の防水改修工事について3点ほどお聞きいたします。様々な防水施工の種類がある中で、ウレタン防水をされたというのが最適だという判断だと思うんですが、このウレタン防水の保証期間は、現在のところ何年間あるのか。また、2号棟、3号棟の今後の改修計画が分かっていれば教えていただきたいのと、この町有住宅、屋上の清掃作業というのはどういう頻度で行われているか、お伺いいたします。
- ○議長(湊俊文) 建設課長。
- ○建設課長(竹下秀樹) 建設課からお答えします。議員ご指摘の分、今ちょっと手持ちに資料が ございませんので、再度調べさせていただきたいと思います。
- ○議長(湊俊文) 暫時休憩します。

 ~~~~~~~
 ○ ~~~~~~

 午前
 10時
 50分
 休憩

 午前
 10時
 55分
 再開

~~~~~~ () ~~~~~~

- ○議長(湊俊文) 再開します。建設課長。
- ○建設課長(竹下秀樹) 議員ご質問の3点についてお答えいたします。まず、ウレタンの防水加工ですけども、耐用年数10年で設計させていただいております。それから屋上の防水改修工事ですけども、今年度1号棟で、2号棟、3号棟については、順次来年度、この次の年度というふうに平準化するように予定をしております。それから最後、屋上の清掃ですけども、これ構造上定期的に清掃というふうにはしておりませんけども、ソーラーの貸付とかしておりますので、順次貸付業者が点検されたりしております。必要に応じて今後対応していく予定でございます。以上でございます。
- ○議長(湊俊文) 宮本議員。

- ○11番(宮本裕之) 保証期間10年というのは結構長いんですが、これ清掃することによって 長寿命化が進んでいく。ですから、今のソーラーを設置しているところの会社に定期的に年に 2回か3回ぐらい、落ち葉とかドレンに詰まったりすると、水が溜まったりすると、これは防 水の機能がどんどんどんどん低下する。超えることが分かっているので、清掃を定期的に行う ことを私は町から指摘してやっていただくことが可能ならやっていただきたいと思います。い かがでしょう。
- ○議長(湊俊文) 建設課長。
- ○建設課長(竹下秀樹) お答えしたのが、まず、保証期間ではなくて、耐用年数としては10年での設計でございます。保証としては工事契約になりますので、それ瑕疵期間としては2年になるかと思います。それから先ほどの点検とかに関しては、また貸付業者等と、また担当者のほうで随時点検するようにいたしまして、その状況に応じての対応とさせていただきたいと思います。
- ○議長(湊俊文) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第60号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第4号を採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第60号、令和5年度北広島町一般会計補正 予算第4号は、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程は全部議了いたしました。 会議を閉じます。これで、令和5年第3回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

午前 10時 59分 閉 会

~~~~~~ () ~~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員